

大和市就学時健康診断のお知らせ送付用封筒広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、自主財源の確保を目的として、大和市広告掲載に関する規則(平成20年大和市規則第23号。以下「規則」という。)及び大和市広告掲載に関する基準(平成20年3月31日決裁。以下「基準」という。)の規定に基づき、大和市就学時健康診断のお知らせ送付用封筒への広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の対象)

第2条 広告掲載の対象は、大和市就学時健康診断のお知らせ送付用封筒(以下「封筒」という。)とし、封筒に掲載できる広告の数は1枠とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、別紙に定めるとおりとする。

(広告の掲載期間)

第4条 広告の掲載期間は、作成した封筒の在庫がなくなるまでの期間とする。

(広告料)

第5条 広告料は、1枠あたり10,000円とする。

(広告原稿の作成等)

第6条 広告の版下原稿は、市長が指定する方法により広告主の負担で作成するものとする。この場合において、広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が定める。

附 則 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

別紙(第3条関係)

就学時健康診断のお知らせ 封筒 (裏面)

